

財団法人の賛助会費について

財団法人は評議員と理事と監事で機関構成され事業を実施しており、社団法人のような会員は存在しません。社団法人の会員は、法人の機関の一つで総会を構成します。株式会社の株主のようなものです。毎年の社団法人の運営費となる会費を負担し、その用途につき総会にて議決権を行使します。

一方、財団法人は主として寄附者の拠出した基本財産の運用益で事業を実施しております。しかし、運用益だけでは事業費や管理費を賄うことが、超低金利、マイナス金利における近年の経済環境では通常困難であり、広く寄附者を募っております。このような寄附者を一事業年度だけでなく、継続的な寄附者として制度的に位置づけたものが賛助会員であります。単に一時的な資金サポートではなく、毎事業年度における継続的な支援者である寄附者として公益事業をサポートして頂いております。寄附者に対して会員という言葉は誤解を招きやすい表現かもしれませんが、財団法人における継続的な寄附者に対して賛助会員という表現を公益法人の世界では慣習的にしております。

当法人の賛助会員である個人・法人の寄附者の皆様には、頂いた賛助会費たる寄附金を財団の国際医療協力事業や災害医療事業に使わせて頂いた内容についての報告を定期的に送付させて頂いております。賛助会員のみならず、災害医療等に関係する幅広い範囲の諸団体に対して、さらに中央省庁等の関係機関に対して送付させて頂き、当法人の実施する公益目的事業の重要性を周知させて頂いております。因みに、当法人は収益事業を全く行っておりません。

内閣府からは公益財団法人 国際医療技術財団への寄附者としての賛助会員は、毎年多くの個人・法人から極めて幅広く支援されているということで、継続的な寄附者である賛助会員に対して寄附金控除のみではなく、税額控除の適用が内閣府より認められました。この結果、賛助会員の賛助会費は、実質的な寄附金であることから、特定公益増進法人に対する寄附金控除、又は税額控除の選択適用が可能となっております。残念ながら寄附者が法人の場合には、寄附金控除のみの適用になります。

公益財団法人 国際医療技術財団
監事 富田英保